（５）

郵便等による入札について

１　郵便等による入札について

1. 入札書は、郵便書留又は宅配便（受領確認がとれるものに限る）で送付し、令和４年10月28日（金）午後５時までに必着のこと。
2. 入札書及び単価内訳書（様式6-1号及び6-2号）は封かんしなければならない。
3. 開札後に落札者とすべき者がいなかった場合は、２回までの再入札を行うことがある。

再入札への参加を希望する場合は、３回分の入札書を送付すること。１回分の入札書しか送付が無かった場合は、再入札を辞退したこととみなす。

④入札資格がある旨記載された通知書（写し可）を同封すること。

⑤入札書封筒を送付する郵送用封筒には、入札案件名等を記載すること。

２　入札結果について

入札の結果は、令和４年10月31日（月）に落札者を決定し、郵便による入札参加者には「入札結果通知書」を送付する。

３　その他

①入札書等の提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。なお、提出された申請書類は返却しない。

②郵送等の事故により、指定した場所・期限までに入札書等が届かなかった場合、大阪府立病院機構は一切の責めを負わない。

※次項以降も確認すること。



入札書及び単価内訳書（様式6-1及び6-2）を封入して下さい。

■郵送用封筒には下記の書類を封入して下さい。

○入札書及び単価内訳書

○入札参加資格確認結果通知書（写し可）